平成２９年度重点事業

資料９

平成２９年度当初予算の概要（障害福祉課関係予算）

《総額》４４，９２４，２９５千円

（前年度当初から　３，０６７，８３２千円増　＋７．３％）

《うち社会保障費》

４２，５８１，９４２千円

（前年度当初から　２，７６６，８５３円増　＋６．９％）

政策経費の推移

２７年度　２，２１２，８８１千円

２８年度　１，８７７，２８７千円

２９年度　２，１７０，９６４千円

（人件費・社会保障費（義務的経費）を除いた額）

１　入所施設から地域生活への移行の推進

・グループホーム等の拡充及び日中活動の場の充実

２　精神障害のある人の地域への移行の推進

・精神障害のある人の地域移行・地域定着の着実な推進

３　障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

・障害者虐待防止法の円滑な施行と障害のある人への差別をなくすための取組みの推進

４　障害のある子どもの療育支援体制の充実

・障害のある子どもの在宅支援の推進

５　障害のある人の相談支援体制の充実

・地域における相談支援体制の充実

６　障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

・障害のある人の一般就労及び福祉的就労の推進

７　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

・障害特性に配慮した支援の拡充及び地域に密着した支援の推進

８　その他各視点から取り組むべき事項

１．入所施設から地域生活への移行の推進

ポイント：グループホーム等の拡充及び日中活動の充実

【継続事業】

○社会福祉施設等施設整備費補助金　455,200 千円（28 年度　308,200 千円）

障害者グループホーム（住まいの場）や生活介護・就労継続支援Ｂ型事業所等（日中活動の場）を整備しようとする者に対して、整備に要する費用の一部を補助する。

・対象事業：創設・大規模修繕

○袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業　323,389 千円（28 年度　104,573 千円）

平成２５年１１月に発生した利用者死亡事件を受けて設置した千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会から提出された答申の方向性に沿って、障害児の受入先の確保やセンター利用者の民間施設・地域移行のための施設等の整備について、障害程度等に応じた手厚い支援を行うとともに、一定期間、支援員の追加配置費用を支援する。

○障害者グループホーム運営費等補助（運営費、開設支援費）

172,000 千円（28 年度　220,000 千円）

グループホームの新規開設支援、運営の安定及び人材の確保に資するため、グループホームに対して運営費及び開設支援費（借家の場合の敷金・礼金）の補助を実施する。

○障害者グループホーム等支援事業（家賃補助、職員研修）

169,248 千円（28 年度　139,200 千円）

グループホーム等の質の充実とグループホーム等利用者の生活を支援するため、利用者への家賃補助（原則　国１万円に加え県単２万円上限）及びサービス管理責任者や世話人など従事職員への研修を実施する。

○障害者グループホーム等支援事業（支援ワーカー）

60,300 千円（28 年度　60,250 千円）

グループホーム等のバックアップ体制の強化を図るため、「障害者グループホーム等支援ワーカー」を配置し、新規開設支援や事業者に対する運営相談支援などのほか、地域におけるグループホーム等の支援体制の整備を行う。

○グループホーム等のスプリンクラーの設置補助　40,466 千円(28 年度　47,000 千円)

平成２９年度末までにスプリンクラー設備の設置が義務づけられたグループホームに対する整備の費用の一部を補助する。

○強度行動障害のある方への支援のあり方の検討　175 千円（28 年度　154 千円）

「強度行動障害のある方への支援体制構築事業（モデル事業）」の成果や課題を検証し、支援のあり方等について、県全域への普及を図る。

２．精神障害のある人の地域への移行の推進

ポイント：精神障害のある人の地域移行・地域定着の着実な推進

【継続事業】

○地域移行・地域定着事業の確実な実施　13,475 千円（28 年度　13,475 千円）

①各障害保健福祉圏域に配置した圏域連携コーディネーターによる協議会運営等を通じた関係機関間の連携体制を強化する。

②遠隔地での入院を余儀なくされ、以前生活していた地域への退院を希望する人の退院支援を推進する。

③地域移行支援に取り組む精神科病院を「地域移行・定着協力病院」として認定し、公表することを通じたインセンティブによる地域移行・定着を推進する。

④ピアサポーターを活用した地域移行・地域定着に関する人材育成を行う。

○地域生活支援の推進　856,748 千円の内数（28 年度　727,650 千円の内数）（再掲）

精神障害のある人の地域移行において生活拠点の確保のため、整備費用等の補助や従事職員への研修を実施するなど、グループホーム等の質・量的な充実を継続的に進める。

○精神科救急医療の充実強化　188,950 千円（28 年度　189,006 千円）

精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者の相談を実施する。

また、入院を必要とする精神科救急患者や措置入院患者が速やかに入院できるよう、精神科病院に空床を確保するとともに、精神科救急医療システムや夜間休日における県の通報処理体制の、より円滑な運用を目指す。

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備　2,592 千円（28 年度　4,780 千円）

災害時における、被災地域の精神保健医療機能の一時低下や災害ストレス等による新たな精神的問題の発生に対して、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行う、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を整備する。また、熊本地震への派遣を踏まえ、研修や訓練を継続的に実施し、DMAT との共同訓練も検討する。

○精神障害者ピアサポートの推進について　525 千円（28 年度　390 千円）

精神障害者ピアサポーターの養成を行うとともに、ピアサポート体制の在り方について検討を進める。

○依存症者に対する治療・プログラム事業　2,817 千円（28 年度　3,000 千円）

依存症者の治療や回復支援を推進するため、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施する。

３．障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

ポイント：障害者虐待防止法の円滑な施行と障害のある人への差別をなくすための取組みの推進

【新規事業】

○手話等の普及のための事業　9,321 千円（皆増）

平成２８年６月に制定された「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、手話等に関する普及啓発を広く周知し、聴覚障害者の意思疎通手段に対する県民の理解を深めるため、手話等普及啓発用 DVD の作成や、聴覚障害者の情報提供に関する合理的配慮を行うための環境整備等を行う。

○ヘルプカード普及・啓発事業　810 千円（皆増）

内部障害者や難病の方、知的障害または精神障害の方など、外見では不自由や障害に気づかれにくい方々が、困っているときに身につける「ヘルプカード」を作成し、併せて「ヘルプマーク」の普及・啓発を図る。

ヘルプマーク　所管：東京都

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

【継続事業】

○障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための事業
57,470 千円（28 年度　57,500 千円）

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、以下の施策を重点的に実施する。

・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の周知
　条例の趣旨の理解が深まるよう啓発に努めるとともに、県の関係するイベントにおいて条例に言及した周知を、障害者差別に関する事例集「マンガ版」等を活用するなどして、条例の認知度向上を図る。

・障害者差別解消支援地域協議会の運営
　平成２８年４月より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害者差別解消支援地域協議会の運営を行う。

・「障害のある人への優しい取組み」の応援の実施
　県内で障害のある人に対する優しい取組みを実践している事業者や民間団体等の取組みを募集し、特に優れた取組みを選考するとともに、ホームページ等で広く県民に周知する。

・情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進
　県の各機関をはじめとして市町村や民間事業者において障害のある人の情報保障に必要な配慮が行われるよう、平成 28 年度に改正する「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を活用し、県の各機関や市町村等に配慮を促す。

○障害者虐待防止対策の推進　12,308 千円（28 年度　14,477 千円）

障害者虐待防止法に基づく虐待事案への適切な対応を図るとともに、障害者虐待の発生を防止するため、以下の施策を重点的に実施する。

・虐待防止のための研修の実施

施設従事者等による虐待防止を図るため、意識改革や援助技術の向上に資する研修を実施するとともに、障害者虐待への対応や虐待防止に携わる市町村職員の資質向上を図るため、対応の流れや留意点等を習得するための研修を実施する。また、市町村や施設・事業所等の相談に応じ、要望があれば県からアドバイザーを派遣して、適切な対応や予防ができるよう情報提供や助言を行う。

・虐待防止のための広報・周知の充実

障害者虐待を防止するために、広く一般県民に、家庭や雇用の場における虐待防止について広報・啓発を進める。

・虐待防止のための市町村等との連携協力

虐待を防止するため市町村等と連絡会議を開催する等、関係行政機関との連絡調整や情報の共有を図る。

４．障害のある子どもの療育支援体制の充実

ポイント：障害のある子どもの在宅支援の推進

【継続事業】

○障害児等療育支援事業　99,000 千円（28 年度　99,000 千円）

障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上、地域生活における療育・相談支援体制の充実を図る。

○発達障害者支援体制整備事業　900 千円（28 年度　900 千円）

発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行う。

○障害児施設措置費・障害児施設給付費負担金　145,000 千円（28 年度　128,000 千円）

児童福祉法に基づき、知事が施設に障害児を入所措置した場合及び知事が入所決定した保護者が障害児入所支援を受けた場合に児童の処遇、施設の運営に要する経費及び入所支援に要した費用について支弁する。

○小児等在宅医療連携拠点事業　2,957 千円（28 年度　3,500 千円）

（うち基金 1,458 千円）

在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、訪問看護師等への研修等を実施し、地域で在宅療養を支える体制を構築する。

【拡充事業】

○重度障害児等通所事業所特別支援事業　7,000 千円（28 年度　5,000 千円）

在宅にて生活する、重症心身障害児（者）等への支援の強化及びその家族への支援の充実を図るため、身近な地域において、重症心身障害児（者）等が利用できる場を確保するとともに、家族等の負担の軽減を図り、在宅において安心した生活の確保に資する。

５．障害のある人の相談支援体制の充実

ポイント：地域における相談支援体制の充実

【継続事業】

○相談支援従業者等研修事業　5,506 千円（28 年度　5,506 千円）

相談支援従業者等養成研修ワーキングチームによる検討を踏まえて、相談支援専門員等の育成ビジョン（習得すべき専門性）を明確にし、これに基づき各研修を体系化する。

特に、専門コース別研修の拡充について検討し、支援の現場において必要な多岐にわたる専門性をより効率的に修得できる体制の構築を図る。

○地域における発達障害のある人への相談支援体制の強化

49,272 千円の内数（28 年度　49,272 千円の内数）

相談支援専門員等に対する発達障害のある人への相談支援に係る研修を実施するとともに、千葉県発達障害者支援センターと地域相談支援センターとの連携を強化することにより、地域における支援力の拡充を図る。

○相談支援体制整備事業（アドバイザー派遣事業）　660 千円（28 年度　660 千円）

市町村、圏域ごとの地域における相談支援体制等を整備していくため、地域の要望又は整備状況に応じて、県で登録した相談支援アドバイザーを実際に地域に派遣し、相談支援体制等の構築（基幹相談支援センターの設置を含む）のための指導・調整、研修会の開催、困難事例に関わる助言等を行う。

○介護保険サービスと障害福祉サービス等とのシームレス化に係る取組

介護支援専門員を対象とした障害福祉サービスに関する研修及び、市町村における地域包括支援センターと相談支援事業所との併設又は連携強化について検討するとともに、法改正に伴い高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用の促進に取組む。

○基幹相談支援センターの設置促進に係る取組

現行の各種相談支援関連事業の役割を整理のうえ、基幹相談支援センターの設置促進について検討し、その結果を市町村に情報提供する。

併せて、国に対して、基幹相談支援センターの設置に係る個別財源を確保するよう要望する。

６．障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

ポイント：障害のある人の一般就労及び福祉的就労の推進

【継続事業】

○障害者就業・生活支援センター事業　98,656 千円（28 年度　98,656 千円）

障害者就業・生活支援センターに置かれた生活支援ワーカーが、雇用、福祉、医療、教育等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋等を行い、就業の継続に必要な支援を行う。

○障害者の工賃アップのための事業　36,431 千円（28 年度　43,640 千円）

工賃アップを活動目的とする千葉県障害者就労事業振興センターの運営支援（販路・受注拡大、データベース「チャレンジド・インフォ・千葉」の普及・定着、新商品開発等）や、「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針に基づく官公需の　一層の促進に取り組む。

また、昨年度から実施している共同受注窓口設置の取組の成果を踏まえ、今後のあり方について検討すると共に、施設利用者の農業技術の向上を図るため、農福連携による障害者の就農促進事業を実施する。

○精神障害者ピアサポートの推進について　525 千円（28 年度　390 千円）（再掲）

精神障害者ピアサポーターの養成を行うとともに、ピアサポート体制の在り方について検討を進める。

７．障害のある人一人ひとりに着目した支援体制の充実

ポイント：障害特性に配慮した支援の拡充及び地域に密着した支援の推進

【継続事業】

○重度心身障害者（児）医療給付改善事業　4,468,000 千円（28 年度　4,461,000 千円）

重度心身障害者（児）が医療保険による医療給付を受けた時の自己負担額について助成する市町村の事業に対し、補助金を交付する。

○強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業　6,100 千円(28 年度　6,100 千円)

強度行動障害のある方への支援体制の整備を図るため、民間施設の支援員を対象として、強度行動障害支援についての専門性を高めるとともに、習得した知識・技術等を各地域に普及するために必要な指導技術の習得を目的とする、体系的な研修を実施する。

○強度行動障害者等県単加算事業　22,000 千円（28 年度　20,000 千円）

地域において居宅あるいは通所サービスでの支援が困難な強度行動障害者（児）を受け入れ支援する民間の入所施設に対して加算を行うことで、強度行動障害者（児）への支援の向上及び受け皿の拡充を図る。

○発達障害者支援センター運営事業　48,000 千円（28 年度　48,000 千円）

発達障害に関する広範な問題について、発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な助言又は指導を行う。また発達障害者支援法の改正に適切に対応する。

○高次脳機能障害支援普及事業　18,000 千円（28 年度　18,000 千円）

高次脳機能障害者や家族に対する支援の普及を図るため、機能回復・社会復帰に向けた訓練、生活支援、相談、情報発信、研修等を行う。

○重症心身障害短期入所特別支援事業　3,000 千円（28 年度　3,000 千円）

在宅で生活する重症心身障害者（児）の保護者等の負担を軽減するため、必要な看護師配置を行った短期入所事業所に加算を行うことで、重症心身障害者（児）の受け皿の拡充を図る。

○ひきこもり地域支援センター事業　6,713 千円（28 年度　7,163 千円）

ひきこもり支援コーディネーターを配置し、対象者及び家族からの相談に応じ、相談内容により関係機関（医療、保健、福祉、教育、労働等）につなげるとともにアウトリーチ（訪問支援）を行う。

８．その他各視点から取り組むべき事項

○東京オリンピック・パラリンピック　アスリート強化・支援事業　【継続事業】

15,000 千円（28 年度　15,000 千円）

東京パラリンピックに千葉県選手を一人でも多く輩出するため、障害者競技組織の体制整備、障害者スポーツ選手の掘り起こし、及び支援トップアスリートの発掘・障害者アスリートの強化等による育成・強化を図っていく。

○ヘルプカード普及・啓発事業　810 千円（皆増）（再掲）

内部障害者や難病の方、知的障害または精神障害の方など、外見では不自由や障害に気づかれにくい方々が、困っているときに身につける「ヘルプカード」を作成し、併せて「ヘルプマーク」の普及・啓発を図る

○障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法等改正への適切な対応

昨年６月に公布された障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法等の改正に適切に対応する。

○人材の確保・育成

安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、福祉・介護人材の確保や育成、定着対策を検討・推進する。

平成２９年度から実施される福祉・介護職員の処遇改善加算の拡充に適切に対応するとともに、引き続き国に対して、障害福祉サービス事業所等の経営安定化や福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定確保ができるよう人員配置基準や報酬額について必要な改善と適切な財源措置を要望する。